

特定非営利活動法人日本オリンピック・アカデミー
寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本オリンピック・アカデミー（以下「当法人」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類)

第2条 当法人が受け入れる寄附金等の種類は次の通りである。

- 一 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金
 - 二 特定寄附金 用途があらかじめ特定された次に掲げる2種類の寄附金
 - ①用途特定寄附金 寄附者が寄附の申し込みに当たり、あらかじめ用途を特定するもの
 - ②募集特定寄附金 当法人が、募集にあたりあらかじめ用途を特定するもので、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金用途及びその他必要な事項を説明した書面(以下「募金趣意書」という。)をもって理事会の承認を得たうえで募集するもの
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(受入基準)

第3条 当法人は、寄附金等が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附金等を受け入れることができないものとする。

- 一 寄附者が寄附の対価として何らかの利益または便宜の供与を要求すること
- 二 寄附者が寄附金の使用について監査を行うこと
- 三 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すことができること
- 四 寄附金を受入れることにより財政負担が伴うもの
- 五 寄附者が暴力団等の反社会的勢力に該当するか、もしくはその恐れがあると判断される場合
- 六 その他当法人の運営上支障があると認めるもの

(一般寄附金の募集)

第4条 当法人は常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄附金総額の70%以上を当法人の特定非営利活動事業に使用するものとする。

(特定寄附金の募集)

第5条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金

使途及びその他必要な事項を説明した書面（「募金趣意書」）を理事会に提出し、承認を得るものとする。

2 特定寄附金を募集するときは、募金趣意書を募金の対象者に事前に交付し、又はホームページにおいて募金趣意書を公開するものとする。

（受領書等の送付）

第6条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく受領書及び礼状を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、当法人の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月を記載するものとする。

（募金に係る結果の報告）

第7条 当法人は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 当法人は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

（個人情報）

第8条 寄附者に関する個人情報については、JOA 個人情報取扱規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1. 本規程は2020年1月1日から施行する。